

令和7年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年4月22日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時32分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 佐 野 剛
教 育 部 特 命 担 当 部 長 早 川 礼 成
教 育 企 画 課 長 坂 本 義 隆
学 務 課 長 海老澤 功
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教 育 部 主 幹（教育指導課） 栗 林 武
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 近 藤 直 平
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 事 務 局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 7 傍 聴 人 1 人

令和 7 年西東京市教育委員会第 4 回定例会議事日程

日 時 令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 2 時から

場 所 田無第二庁舎 4 階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 15 号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第 16 号 西東京市立小・中学校特別支援学級通学区域の変更について
- 第 4 議案第 17 号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について
- 第 5 議案第 18 号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 6 議案第 19 号 西東京市立保谷第二小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 7 議案第 20 号 西東京市立柳沢小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 8 議案第 21 号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第 9 議案第 22 号 西東京市図書館協議会委員の任命について
- 第 10 議案第 23 号 令和 7 年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について
- 第 11 報告事項
 - (1) 令和 7 年西東京市議会第 1 回定例会報告（教育関係）
 - (2) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (3) 学校医等の委嘱について
 - (4) 損害賠償の額の決定についての専決処分について（報告）
 - (5) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
 - (6) 教育財産の引継ぎについて（報告）
 - (7) 教育財産の取得申出について（報告）
 - (8) 令和 7 年度西東京市公民館事業計画
 - (9) 令和 7 年度西東京市図書館事業計画
- 第 12 その他

西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第 4 回定例会
(4 月 22 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は穴戸委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、本日は穴戸委員にお願いいたします。

○後藤教育長 日程第2 議案第15号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○坂本教育企画課長 議案第15号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案は、組織改正に伴い、教育委員会事務局の規定を整理するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の西東京市教育委員会事務局処務規則新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

第2条、事務局の組織でございます。事務局のうち、課名が略されておりますが、教育企画課の「施設係」を「庶務係」とし、「施設係」を学務課の「学校施設管理係」に改めるものでございます。また、「社会教育課」を「地域学習推進課」に改め、「社会教育係」を「地域学習推進係」と「地域学校連携係」に改めるものでございます。

第3条でございます。現行の「特命担当部長」を廃止し、新たに「地域学習推進担当部長」を置くものでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、第12条でございます。第3項で、地域学習推進担当部長は、地域学習推進課及び公民館並びに図書館を所管することといたしますが、5項において、各号に掲げる事項は教育部長の決裁を受けなければならない旨を規定してございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。別表に新しく事務分掌を定めてございます。

この規則は、令和7年7月7日から施行いたします。

よろしく御審議のほど、御決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 単純な質問なんですけれども、この規則の施行日が7月7日というのには何か理由があるのでしょうか。

○坂本教育企画課長 御質問にお答えいたします。こちらにつきましては、令和7年7月7日が、まず月曜日になることが一つございます。また人事異動も含めまして、7月の人事異動を踏まえて月曜日から新たな組織で業務を運営していくと、そういった考え方からこの日付となっているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 単純に言って、組織を変えるのは4月1日がいいんじゃないかなと思ったんですけども、そういう理由ならば結構です。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第15号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 議案第16号 西東京市立小・中学校特別支援学級通学区域の変更について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○海老澤学務課長 それでは、議案第16号 西東京市立小・中学校特別支援学級通学区域の変更について、説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。西東京市立小・中学校特別支援学級通学区域を次のように変更するものです。

1、変更後の通学区域。(1)小学校(知的障害特別支援学級)をこちらの表のとおり変更するものとなります。(2)小学校(自閉症・情緒障害特別支援学級)については変更ございません。(3)中学校(知的障害特別支援学級)については、表のとおり変更するものでございます。(4)中学校(自閉症・情緒障害特別支援学級)については変更ございません。

2、施行期日です。この通学区域は、令和8年4月1日から適用いたします。

3、経過措置です。この通学区域適用の際、変更前の通学区域における指定校に就学する児童及び生徒の就学の区域については、なお従前の例によるものです。

提案理由といたしましては、本町小学校、住吉小学校及びけやき小学校並びに柳沢中学校に知的障害特別支援学級を設置するに当たり、通学区域の変更を行う必要があるためでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 経過措置を設けていただいたのは非常にいいと思うんですけども、一方、中には新しいところへ行きたいという希望を持っている方もいる可能性はあると思うんですけども、そういった場合には柔軟な対応が図られるのでしょうか。

○海老澤学務課長 ただいまお尋ねの件ですが、現在こちらの従来の通学区域のほうに通っていらっしゃるお子様につきましては、保護者の方に意向確認を行いまして、従前の例によりこのまま通い続けることと、または新しい学区域のほうに移ること、どちらについても可能とすることで意向確認を行います。

○山田委員 結構です。ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 通学区域は、現行の小・中学校の区域で決められたと思うんですけ

れども、その中でこういうふうな形で決めたときの人数的なアンバランスとか、これから見込まれる人数のバランスというところも、その辺は考慮されておりますか。お聞かせいただければと思います。

○海老澤学務課長　こちらにつきましては、知的障害特別支援学級については、学校の建替え等にあわせて増やしていくこととしております。それまでの間、順次お子様たちが現在の学校の設備の中においてバランスよく学ぶことができるようにということで配置を考えております。

○服部委員　昨年、近隣から特別支援教育を求めて西東京に来られた方が幾ばくかいらっしゃったということを聞き、その対応もちょっと大変だったと伺っています。今全体にそういうお子さんの数が増えているということを考えたときに、西東京はこういうサービスをしていますということを謳われていて、そのことが充実するのはいいんですけども、それではといて、またどんどんいらっしゃった場合、なかなか対応し切れるものでもないと思いますので、都の中でそういうバランスを考えていращやる機会というか、機関というか、そういうのがあるのでしょうか。どなたに聞けばいいかわからないのですが、教えてください。

○後藤教育長　暫時休憩します。

午 後 2 時 11 分 休 憩

午 後 2 時 12 分 再 開

○後藤教育長　それでは、休憩を閉じまして会議を再開します。

○田村教育指導課長　それでは、特別支援学級の人数についてお答えいたします。東京都がさまざまな自治体でバランスをとるところは、特段やっていないところでございます。また、近隣市の情報交換なんですけれども、教育指導課の担当の課長が集まったときに現状の確認はやっておりますが、すり合わせのような、何人だからどうこうは特段やっていないというところになっております。

以上です。

○服部委員　よいサービスをすればするほど困ったことにならないといいなと思って、お尋ねいたしました。ありがとうございます。

○後藤教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第16号　西東京市立小・中学校特別支援学級通学区域の変更について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長　日程第4　議案第17号　西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○田村教育指導課長　それでは、議案第17号　西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

本事案につきましては、令和7年4月1日付の西東京市公立学校の教員の人事について、

緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により令和7年3月31日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。西東京市公立学校の教員の異動に関するものでございます。

異動内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、転出でございます。表にありますとおり、小学校が64名、中学校が34名の合計98名の教員が西東京市から他地区へ、また西東京市内での異動となりました。

4枚おめくりいただきまして、転入でございます。新規採用を含め小学校が115名、中学校が53名の168名の教員が他地区から西東京市へ、また西東京市内での異動となり配置をいたしました。このうち教員公募で転入者は小学校32名、中学校13名の計45名、新規採用の教員は小学校34名、中学校10名の計44名となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。人事的には充足されていると思うのですが、西東京市にとって教員の方の定数の過不足の関係はどういうふうになっているかを教えていただければと思います。

○田村教育指導課長 それでは、西東京市の公立小・中学校の過不足についてお答えいたします。現在、中学校で2校です。技術科と家庭科の教員1名ずつが不足という状況になっております。ただし、こちらの教科の教員は不足になっておりますが、ほかの教科で定数としては配置されている状況になっております。また、教科指導に関しましては、どちらの学校も講師対応で、子どもたちには影響ない状況をとらせていただいております。

以上です。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第17号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第5 議案第18号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○海老澤学務課長 それでは、議案第18号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、西東京市教育委員会事務委

任規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同規則第6条の規定によりこれを報告するものです。

提案理由は、市立小・中学校代表委員の異動に伴う学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的な余裕がないため、専決処分したのでこれを報告し、承認を得る必要があるためのものでございます。

恐れ入りますが、資料をおめくりください。こちら専決処分書となっております。

西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命につきまして、こちらにございます表のとおり、栄養士の代表の異動に伴いまして、表のとおり変更するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第18号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第6 議案第19号 西東京市立保谷第二小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第19号 西東京市立保谷第二小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立保谷第二小学校学校運営協議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的な余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をさせていただきましたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります。資料を1枚おめくりいただきまして、専決処分書、西東京市立保谷第二小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分についてを御覧ください。

委員の氏名及び区分は記載のとおりでございまして、任期は令和7年4月8日から令和8年3月31日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 解任される方なんですけれども、自己都合による辞任とかそういうことが理由でしょうか。

○高野統括指導主事 御質問にお答えいたします。解任される方の区分なのですが、近隣の企業の方でいらっしゃるために異動となったことから、次の方が着任されたことにより解任及び任命をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○山田委員 そうすると、学校運営協議会のメンバーとして地元の企業の方が入ること自体は悪くはないんですけれども、継続性とかそういった点で、果たしてそういう方にお願

いするのがいいことなのかどうかという議論はあるのでしょうか。

- 高野統括指導主事 こちらの小学校の西東京ふるさと探究学習等の窓口としてお力をおかりしている統括責任者の方ということを伺っております。そういったことから、立場としてこのお立場の方をお願いしたいと学校から依頼して、企業の方から承認をいただいているというのを伺っております。

以上でございます。

- 後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第19号 西東京市立保谷第二小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- 後藤教育長 日程第7 議案第20号 西東京市立柳沢小学校学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 高野統括指導主事 議案第20号 西東京市立柳沢小学校学校運営協議会委員の任命について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立柳沢小学校学校運営協議会委員の任命について、学校長より御推薦いただきました委員の任命を行うものでございます。西東京市学校運営協議会規則におきまして、委員は学校長の推薦により任命することとしております。

委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりでございます。

任期は、令和7年4月23日から令和8年3月31日までとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 米森教育長職務代理者 協議会の委員は4月1日で既に発足していると思っておりますけれども、途中から1名追加という格好でこの方が入るんですね。学校から推薦があったということで、特にこの方が何か特別な事業をされているとか理由があるのでしょうか。

- 高野統括指導主事 御質問にお答えいたします。こちらの方は、在籍する児童又は生徒の保護者ということで、柳沢小学校のやぎんちゃんの会という保護者の会の代表として御決定されたということを伺っております。年度が改まってから決定したということですので、この時期の任命になったと聞いております。

以上でございます。

- 米森教育長職務代理者 よくわかりました。

- 後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第20号 西東京市立柳沢小学校学校運営協議会委員の任命について、を採決

いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第8 議案第21号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○近藤公民館長 議案第21号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について、の提案理由を説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

西東京市公民館運営審議会委員につきまして、現在の委員の任期が令和7年4月30日をもって満了となることから、次期委員の委嘱について、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 この委員の方のうちで留任される方と、それから新任の方と、どのようになっているかおわかりでしょうか。

○後藤教育長 暫時休憩します。

午 後 2 時 30 分 休 憩

午 後 2 時 32 分 再 開

○後藤教育長 それでは、休憩を閉じまして再開いたします。

○近藤公民館長 学校教育の関係者につきましては、2名とも新しく委嘱する方でございますが、そのほかの社会教育の関係者、また家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者については、また後ほど確認の上、回答したいと思います。申し訳ございません。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。後ほどよろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第21号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第9 議案第22号 西東京市図書館協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大庭図書館長 議案第22号 西東京市図書館協議会委員の任命について、の提案理由を説明申し上げます。

現在の図書館協議会委員は令和7年4月30日をもって任期満了となることから、図書館法

第14条第1項に基づき、次期西東京市図書館協議会委員を任命する必要があるため、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間でございます。

新規の委員は2名、現在の委員は7名となっております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 7名の方が現在の委員で再任されているというふうに受けとめたんですけれども、再任は規定上どのぐらいまで可能なんですか。あまり長い間同じ方というのも問題があるかなとも思うのですけれども。

○大庭図書館長 御質問にお答えいたします。任期の期限については、特に規定等はございません。

○山田委員 わかりました。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第22号 西東京市図書館協議会委員の任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第10 議案第23号 令和7年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第23号 令和7年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、提案理由を説明申し上げます。

これは令和8年度に使用する西東京市立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、採択方針を決定する必要があることから提案するものでございます。

詳細について御説明いたします。

通常の学級における教科用図書の採択につきましては、法令、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により原則4年ごとに行われ、採択された教科用図書は翌年度から4年間使用することとされております。特別支援学級の教科用図書は、学校教育法附則第9条により検定外の図書を採択するため、毎年度の採択が必要となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により、本年度に採択する教科用図書は特別支援学級の教科用図書でございます。

なお、本年度に特別支援学級の教科用図書を採択する学校数は、令和8年度に知的障害特別支援学級を開設する小学校3校、中学校1校も対象となるため、合わせまして小学校7校、中学校5校となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第23号 令和7年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第11 報告事項に入ります。質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

報告事項 (1) 令和7年西東京市議会第1回定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。

○佐野教育部長 それでは、令和7年第1回西東京市議会定例会に関しまして報告いたします。お手元の報告資料を御覧いただきたいと思います。

日程につきましては、令和7年2月25日から3月28日まで、会期32日で開催しております。

条例等付議案件関係につきましては、西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例が可決されております。

また、請願・陳情関係につきましては、過去の陳情書に関する陳情が趣旨採択されております。

代表質問、一般質問につきましては、資料表紙の裏面の目次を御覧ください。

2月27日から3月4日までの5日間で行われ、教育関係では23名の議員から46本の質問をいただきました。それを項目でまとめたものが、目次のナンバー1から22番となっております。

主な項目でございますが、1の特別支援教育について、2、3にございます給食室・学校給食について、4にございますGIGAスクール構想について、また、その次の児童・生徒への福祉的支援についてなどの質問をいただいたところでございます。

詳細につきましては、後ほど1ページから15ページの資料を御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○坂本教育企画課長 ただいまの報告に加えまして、私のほうから1点、本定例会におきまして、教育委員の皆様にご報告がございます。給食調理受託事業者の辞退の関係ですとか、この間の特別支援学級の教室不足対応あるいは学校給食への異物混入事案、また高架水槽の破損事案、こういったところにおきまして、庁内での、事務局内での報告、連絡、相談、こういったところが十分に行われずに、またそれが議会への報告も時期を著しく逸していたといったところの御指摘、また、それを受けまして、幹部職員の職務遂行に関する決議といったことで、改めて幹部職員については自身の職責の重さを十二分に自覚するとともに、その職務をいま一度顧みること、またそして、それらを市長、副市長、教育長は、幹部職員が本来の職責を果たせるよう環境を整え、指導・育成することを強く求めるといった内容の決議が市議会のほうから出されてございますので、その旨も報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (2) 児童生徒数・学級数の状況について、説明をお願いいたします。

○海老澤学務課長 私からは、令和7年4月7日現在の児童生徒数・学級数について報告いたします。

はじめに、小学校の状況でございます。資料の1ページ目を御覧ください。

資料の上部、A（通常学級）の表を御覧ください。表の右下の合計欄、児童数の合計は9,726名、学級数は329学級でございます。昨年4月と比較いたしますと、児童数で37名の増、学級数で8クラスの増となっております。

次に、表の下半分左側、B（特別支援学級）の表を御覧ください。こちらは田無小学校、中原小学校、東小学校、柳沢小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒学級についてでございます。Bの表中、中段、知的障害学級の児童数の合計は183名、学級数は26学級で、昨年4月と比較いたしますと、児童数で25名の増、学級数で4学級の増となっております。続いて、情緒障害児童の合計でございます。児童数は112名、学級数は16学級で、昨年4月と比較いたしますと、児童数で29名の増、学級数で3学級の増となっております。

ページをおめくりいただき、2ページ目を御覧ください。小学校の特別支援教室の入室者数でございます。

表右下の合計欄をお願いいたします。令和7年4月7日現在の入室決定者数は、特別支援教室全体で439名、昨年4月との比較では79名の増となっております。

ページをおめくりください。次に、中学校でございます。

はじめに、中学校上半分、A（通常学級）の表を御覧ください。こちらの右下、合計欄でございます。生徒数は4,057名、学級数は116学級となっております。昨年4月と比較いたしますと、生徒数で32名の減、1学級の減となっております。

次に、下半分の左側、B（特別支援学級）の欄を御覧ください。こちらは田無第一中学校、保谷中学校、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の右側、生徒数、学級数の合計欄を御覧ください。表の中段、知的障害学級の生徒数の合計は119名、学級数は16学級で、昨年4月と比較いたしますと、生徒数が3名の増、学級数は増減ございません。次に、自閉症・情緒障害学級の生徒数の合計につきましては57名、学級数は9学級で、昨年4月と比較いたしますと、生徒数で2名の増、学級数は増減ございません。

ページをおめくりいただき、こちらは中学校特別支援教室の生徒数でございます。

表の右下、合計欄を御覧ください。令和7年4月7日現在の入室決定者数は、特別支援教室全体で115名、昨年4月との比較で12名の増となっております。

児童生徒数・学級数の状況について、報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (3) 学校医等の委嘱について、説明をお願いいたします。

○海老澤学務課長 次に、学校医等の委嘱について、報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

本件につきましては、学校保健安全法第23条に基づきまして、西東京市医師会等の推薦により学校医を委嘱するものでございます。学校医の配置でございますが、学校医のうち、内科、眼科、耳鼻科、学校歯科、学校薬剤師につきまして、各校1名の配置となっております。

委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年となっております。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (4) 損害賠償の額の決定についての専決処分について(報告)、説明をお願いいたします。

○海老澤学務課長 それでは、損害賠償の額の決定についての専決処分について、報告いたします。

資料をおめくりください。専決処分第6号と書かれた資料を御覧ください。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による平成15年3月28日西東京市議会議決に基づき、次のとおり専決処分するものでございます。

損害賠償の額の決定について説明いたします。西東京市は、市立学校における学級活動の管理瑕疵に係る損害賠償の額を次のとおり決定します。

1、損害賠償の額63万3,400円。

2、損害賠償の相手方の住所及び氏名については省略させていただきます。

3、損害賠償の理由です。平成29年11月9日午後1時15分頃、西東京市立田無小学校において、相手方が廊下で清掃していた際、ほかの児童が移動させていた給食配膳車と接触し、相手方が前方に転倒し、前歯を損傷したので、これに対する損害賠償を行うものです。

4、支払の方法です。現金により支払うものです。

報告は以上となります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項(1)から(4)の説明は終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 小学校の人数の関係で、ちょっと質問になります。去年の数字を持っていないのでわかりませんが、中学校入学生徒が1,295人、1,300人ちょっとを切っています。去年の6年生、多分1,600ちょっとぐらいあるかなという気がするので、そういう意味では、だんだん公立中学校に入る生徒がひょっとして減ってきてはしていないか。それは教育無償化とかいろいろあるかもしれませんが、そこら辺の動きというものをもしつかんでおられたら教えていただければと思います。

○海老澤学務課長 生徒推計におきましても、中学校の生徒さんの数は減っていくというところで見込んでございます。昨年の第1学年は1,351人入学しておりまして、今年度は御指摘のとおり1,295名ということで減少しているところでございます。

○米森教育長職務代理者 そういう意味で、私立のほうへ行く生徒も結構出ているんじゃないかと思いますが、進学の状況で何か特徴的なことはありますか。――後でもよろしいですよ。質問ですから。

○後藤教育長 暫時休憩します。

午 後 2 時 53 分 休 憩

午 後 2 時 54 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じて再開いたします。

○海老澤学務課長 ただいまの御質問につきましては、ただいま学務課のほうで調査いたしますので、しばらくお待ちいただければと思います。

○米森教育長職務代理者 わかりました。よろしくお願いします。

○山田委員 議会の定例報告の関係なんですけれども、中身じゃなくて、質問が出てきてそれに対する答弁を行うと、これで終わりになるんでしょうか。要するに、議論はもっと煮詰まることはないのか。国会なんかでは予算委員会以外の本会議では、その後質問が続かないというようなことを聞いていますけれども、市議会はどういうふうになっているのか教えていただけますでしょうか。

○佐野教育部長 本会議の中では質問を2回程度していただいて、あと細かいところは部長のほうでも補足答弁といったところがございます。ただ、それより細かいところ、複数回になりますと、予算委員会ですとか委員会のほうでまた同じ御質問をいただいたり、細かいところはやっているという、そういう状況でございます。

以上でございます。

○山田委員 そうすると、細かい議論が、どういう議論がされたかというのは、我々は知るすべは、議会の報告とかそういうやつでしかないのですか。

○佐野教育部長 インターネット上で会議録は公開されておりますので、そこでは確認することはできます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○服部委員 児童数・学級数状況なんですけれども、西東京の小学生の数が増えているのはありがたいことだと思うのですが、増減で37名の子どもに対して教室数が8学級とあるんですけれども、各学校、特に小学校で教室数というのは足りているんでしょうか。少人数の指導とかが充実してきて、よい部分を学校訪問なんかで見せていただいているんですけれども、環境が整わないと、もしかしたら少人数がかなっていないのかもしれないなと思って質問いたします。

○坂本教育企画課長 御質問にお答えいたします。児童数・生徒数の推移といったところは、定期的に教育委員会事務局の中でも、教育企画課の施設係といったところが教室の数だとかの確認をしてございまして、学籍の関係、今後入ってくる児童数がどうなっていくのか、そういったところは推計も含めて教育企画課と、あとは学籍を担っている学務課あるいは教育指導課なども含めて事務局で連携をとりながら、必要に応じて教室の改修などもやりながら、そういった不足がないような対応はしているところでございます。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。ちょっと少人数ができないとか、そういったこともちらちら漏れ聞こえたりするものですから、現実はどういうこともあるのかなと思ひまして。できるだけ、特にやっぱり少人数指導は、算数における少人数指導はすごく重要に思われます

ので、適宜御対応していただければと思います。ありがとうございます。

- 山田委員 私も小学校の児童数のことでちょっとお聞きしたいのですが、場所によって、学校によって、減っているところと増えているところとあるわけですよね。そうすると、学校の所在地域で何かが起こっているのかを把握しないと、今後どうなっていくのか、児童数が増えるのか減るのかというのを市全体で考えるとき、非常に重要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことの把握というのはできているのでしょうか。例えば農地が宅地に変更されるとか、あるいは大規模のマンションができるとか、そういうところは増えていく可能性があるし、古い街並みで再編が進まなければ、そこが年をとっていくだけで、若い子たちがいなくなるので減っていくとか。そういう解析を細かにやっていけば、将来的に西東京市の人口構造とか児童・生徒数を推定していくのに非常に有益だと思うんですけども、そういう解析というのはされているのでしょうか。

- 坂本教育企画課長 お答えいたします。委員のおっしゃるとおりでございます。この間も教育委員会のほうで、学校施設の適正規模・適正配置といったような検討をしてきてございます。また当然、今、委員からもありましたけれども、様々な開発が行われたりとかで、時点時点で過去に推計なりをしていたところから、一定期間が経つとやはりまた違った社会情勢がありますので、そういったところを見据えて定期的に見直しを行う予定です。実は、今年度からまた適正規模・適正配置の検討、見直しを行ってまいりますので、今御指摘いただいたような点も踏まえまして、今年度見直しのほうを図っていききたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

- 今井委員 定例会報告の学校給食についてのところなんですけれども、答弁のところに補助金のことが書いてあって、今回「不登校等により学校給食を喫食できない児童・生徒の保護者の皆様についても補助金を支給してまいりたい」ということで、補助金の支給の範囲の対象が広がるのかなというふうに理解したんですけども、学校給食は各家庭で、中学は学期ごとだったかな、申し込んでいる形だったと思うんですけども、学校に通えていないお子さんがいらっしゃる家庭の方には、今年度からは区切りというか、次の申し込みのときに給食を申し込むのか、申し込まずに補助金を支給してもらうかというのを選べるというような形になるという理解で合っていますか。

- 海老澤学務課長 ただいま御質問いただいた不登校の方などについての補助金の対応ですけれども、そちらにつきましては、給食の停止届を提出いただいた方を対象に支給させていただくという形で考えてございます。

- 今井委員 ありがとうございます。不登校とかで学校に子どもが通えていないと、なかなかその辺の情報をキャッチする機会がないとか、そういうのを知らないままでいてしまうということがあったりするので、ちょっとこちらからも気にかけて、その辺をお知らせするとかしていただけると助かるなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと次に、放課後の子どもの居場所について（放課後子供教室について）のところなんですけれども、放課後サポーターのお仕事は私も何年か前にやらせてもらったのが、多分その仕事だったと思うんですけども、放課後サポーターという仕事自体があるというのを保護

者の方があんまり知らないんじゃないかなというふうな気がしていて、ちょっとそれがもったいないなというふうに思っているんですけども。今の状態でどんなふうに何を使ってとか、例えば市報とかいろいろなやり方があると思うんですけども、どんなふうに募集しているか、もしわかったら教えてください。

- 大内社会教育課長 私からは、放課後サポーターの募集状況等についてお答え申し上げます。現在、放課後子供教室、西東京市におきましては、各小学校に設置しております学校施設開放運営協議会のほうに委託したうえで実施させていただいております。まず第一義的には、各小学校の運営協議団体のほうから、放課後子供教室の案内チラシで、よく放課後サポーターはこういった活動をしております、募集しておりますというところを流させていただきまして、こういった活動に御賛同いただきました方からの募集を行っているところでございます。

もう1点は、昨年度、西東京市におきましても、やはりそういった放課後子供教室を御紹介するホームページの中におきまして、サポーターの募集という形を出させていただきまして、そういった情報を周知することをお願いを申し上げているところでございます。

以上でございます。

- 今井委員 ありがとうございます。施設開放運営協議会の団体の方から案内のチラシが出ているということで、もっともっと保護者の方も知っていただいて、できる人はやっていただけたらいいなというふうに思います。ありがとうございます。

あと、最後にもう一つなんですけれども、児童数と学級数のところで、柳沢小学校の知的障害、情緒障害のところで、プラス3とプラス1の学級数で、昨年度より学級数が4学級増えたという理解で合っていますか。そうすると、去年から比べて4学級増えたということなんですけれども、教室とかそういう問題のほうは特に大丈夫だったんでしょうか。

- 海老澤学務課長 柳沢小学校につきましては、ただいまの御指摘のとおりでして、増えておりまして、ただ、教室は学校側と協議いたしまして確保できているというところになります。

- 今井委員 ありがとうございます。

- 後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

報告事項 (5) 下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明をお願いいたします。

- 大内社会教育課長 それでは、私からは、下野谷遺跡の追加指定(告示)につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料の1と2を御覧いただきますようお願いいたします。

本件、主な経緯といたしましては、令和6年第5回教育委員会定例会におきまして、国史跡の追加指定についての議案を可決いただきました。その後、東京都教育委員会を經由しまして、文化庁に追加指定の意見具申書を提出し、国の文化審議会での審議・答申を経まして、このたび令和7年3月10日、官報告示によりまして国史跡として指定されましたので、報告申し上げます。

もう1枚の資料につきまして、本市に関係する告示の抜粋を掲載してございます。左下の破線で囲んだ箇所が本件でございまして、御参照いただければと存じます。

こちらの件、説明は以上でございます。

○後藤教育長 次に、報告事項 (6) 教育財産の引継ぎについて(報告)、の説明をお願いいたします。

○大内社会教育課長 それでは、報告事項 (6) 教育財産の引継ぎについて、報告を申し上げます。

資料の2、主な経緯を御覧ください。本件につきましては、土地としましては3件でございますが、それぞれ記載の各年月に既に国史跡として追加指定を受けた土地でございます。令和6年4月1日、市長へ土地取得の申出を行いました下野谷遺跡用地に関するものでございます。市長への土地・財産取得の申出を行いました後、市長部局におきまして土地の取得が行われまして、このたび教育財産としての引継ぎを受けましたので、報告申し上げます。

下野谷遺跡につきましては、地権者の方から御同意をいただきました候補地を国史跡として追加指定いたしまして、その後、地権者の方の御事情に沿った形で公有地として取得させていただいております。

今後も引き続き、既存の用地とあわせまして、下野谷遺跡の保存活用に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○後藤教育長 報告事項 (7) 教育財産の取得申出について(報告)、の説明をお願いいたします。

○大内社会教育課長 それでは、続きまして、教育財産の取得申出につきまして報告申し上げます。

報告事項(7) 教育財産の取得申出について御覧いただければと思います。こちらにつきましては、先ほど追加指定(告示)について報告した土地の件でございます。

説明が一部重複いたしますが、本件、主な経緯といたしまして、令和6年第5回西東京市教育委員会定例会におきまして、国史跡の追加指定についての議案が可決となりまして、その後、所要の手續をいたしました後、令和7年3月10日、官報告示によりまして国史跡として指定された土地でございます。本件土地の取得についての令和7年度予算が認められましたので、市長部局へ財産の取得申出を行ったものでございます。

なお、1件5,000万円未満の教育財産の取得につきましては、市長へ申出を行うことに関しまして、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第4号に基づき教育長に委任されており、本件につきましては、教育長決裁によりまして市長に申出を行ったところでございますので、このたび教育委員会に報告申し上げるものでございます。

私からの報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (8) 令和7年度西東京市公民館事業計画、の説明をお願いいたします。

○近藤公民館長 私からは、令和7年度西東京市公民館事業計画、について報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

本事業計画につきましては、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則第22条に基づき、毎年度実施すべき公民館の事業に関する計画を公民館運営審議会に諮って作成し、

教育委員会に報告するものでございます。

お手元の資料 1 ページを御覧ください。

西東京市公民館では、「つどう・まなぶ・つながる」をキーワードに、公民館の主催事業といたしまして、学級・講座、催しなどの開催、公民館保育室、公民館市民企画事業、公民館だよりの発行、学校出前講座のまちなか先生、以上大きく五つの事業を展開しております。

2 ページ、3 ページ目をお願いいたします。西東京市公民館事業方針となります。

令和 6 年度からスタートいたしました新たな教育計画を踏まえ、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年間の公民館事業について、基本理念、基本目標、基本方針をお示ししております。

基本目標といたしまして、「市民とともにある公民館」を掲げ、「開かれた公民館」「問いかける公民館」「地域とともに」という基本方針に基づき、多様な主催事業の実施を通じて学びの機会を提供するとともに、市民の主体的な活動を支援してまいります。

「開かれた公民館」では、これまで公民館を利用されたことのない市民にも足を運んでもらえるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた事業を展開してまいります。今年度は、子育て世代に向けた保育付き講座の拡充に取り組むとともに、引き続きオンラインでの参加も可能なハイブリッド講座、実施した講座の動画による配信など、より多くの方が参加できるよう環境を整備するとともに、公民館だより、市ホームページ、SNS を通じた広報活動の充実にも努めてまいります。

4 ページ目をお願いいたします。

「問いかける公民館」では、市民企画事業の実施などを通じて、活動団体が日頃の活動で培ったノウハウや学びを実践につなげていく営みや、自らが主体的に学ぼうとする市民の学習活動を支援してまいります。

「地域とともに」では、昨年度全ての公民館ロビーに公衆無線 LAN を整備し、今まで公民館を御利用いただけなかった幅広い世代の憩いの場となるよう取り組んでまいりました。引き続き公民館が地域で活動する市民や団体、関係機関の出会いと交流の場となるよう、環境整備にも取り組んでまいります。

続きまして、5 ページ以降につきましては、6 館それぞれの事業計画となっており、最終 16 ページには対象やテーマごとの各館事業の一覧表を掲載させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

私からの報告は以上となります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (9) 令和 7 年度西東京市図書館事業計画、の説明をお願いいたします。

○大庭図書館長 報告 (9) 令和 7 年度西東京市図書館事業計画、につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料を 1 枚おめくりください。

実施事業でございますが、令和 5 年度に策定した令和 6 年度から令和 10 年度までを計画期間とする西東京市図書館計画における六つの基本方針に基づきまして、具体的な取組を推進してまいります。

令和7年度に取り組む事業の主なものについて説明いたします。

基本方針1、「資料の収集と保存を充実するために」につきましては、項目3、大活字本等ハンディキャップサービス資料の購入について進めてまいります。

基本方針2、「すべての市民に活用されるために」につきましては、項目5、「図書館を使った調べる学習コンクール」を今年度も開催し、それに合わせたまちなか先生の講座の開催など、身近な疑問、課題に取り組む小・中学生を支援してまいります。また、項目9、図書館ホームページのリニューアルに向けて取り組みます。これは後ほど基本方針6でも御説明いたしますが、次期図書館管理システムの更新を令和8年3月に予定しており、その更新に合わせて、より使いやすいホームページを構築したいと考えております。

基本方針4、「未来を担う子どもの読書活動を支援するために」は、項目1、現在の西東京市子ども読書活動推進計画の実施期間が令和7年度で終了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間につきましては、新たに西東京市子ども読書活動推進計画を策定いたします。また、項目7、YA向け調べ案内、いわゆるパスファインダーにつきましては、令和5年度から作成・公開しているところではございますが、情報を更新するための内容の見直しや新たなコンテンツを作成・公開することで、調べ学習等での活用の促進を図ってまいります。

基本方針5、「地域との協働、行政との連携を構築・向上するために」につきましては、項目1、武蔵野大学と連携した保育園、児童館、子育て広場におけるおでかけおはなし会などのアウトリーチ型事業について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

基本方針6、「図書館サービスの基盤を維持するために」につきましては、項目2、図書館管理システムに係る機器等の保守対応期間が限度を迎えるため、令和8年3月に図書館管理システムの更改と機器等の更新に向けて取り組んでまいります。

簡単ではございますが、以上報告とさせていただきます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項(5)から(9)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 図書館のことで教えてください。ちょっと私、勉強不足で申し訳ないんですけども、図書館の管理システムというのは、システム自体は自社というか、社内というか、西東京市内のシステムを使っているんですか。それとも外部のクラウド型というのかな、そういうシステムを使っているんですか。

○大庭図書館長 図書館管理システムですけれども、図書館には、いわゆる図書館ホームページを通じまして、予約であったりとか蔵書の検索であったりとか、その中で予約等をしていただくことができるんですけども、一応西東京市独自でそういったものを持っているような形であります。システム自体、そういったものであったりとか、あとは検索するための図書館のいろいろなデータなんかを蓄積しておりまして、それぞれの本をいつ誰が作成したのかとかをデータとして蓄積しておりまして、利用される方がこういったものというキーワードを入れることで調べたりすることができたりとか、図書館ホームページの中から、いわゆる西東京市子ども電子図書館にアクセスしていただいたりとか、そういった形でシステム化しているようなところでございます。

○今井委員 ということは、今、西東京市の中のオリジナルシステムというか、それを使ってシステムをつくっているということですね。ありがとうございます。

あと、今回システムの更新をするということなんですけれども、更新というのは何年ごとにやるとか、そういう決まりみたいなものはあるんですか。

○大庭図書館長 図書館のシステムなんですけれども、おおむね5年間の指標を一つのサイクルとしているんですけれども、そこに合わせて機器なんかも入替えているところであるのですけれども。今回のものにつきましては、機器自体が、本来であれば令和7年3月で5年間の終了を迎えるところであったんですけれども、できるだけ機器の財政負担を減らすために、引っ張れるだけ引っ張るという言い方になってしまうんですけれども、1年間機器を再リースいたしまして。ただ、その期限までは、それ以上はやっぱり保守が対象にはならなくなるという限度まで引っ張りまして、6年間今の現行システムを使わせていただいて、来年3月のときに新しいシステムに入替えるというような形を予定しています。入替えたものにつきましても、基本的にはやはり5年間継続して、問題がなければ引き続きという形も考えているところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 ちょっと初歩的な質問で誠に恐縮なんですけれども、公民館と図書館の関係です。先ほどもありましたけれども、公民館運営審議会があって、図書館には図書館協議会委員がおりますよね。今、事業計画もお伺いしたんですが、いわゆる公民館、図書館の事業とか運営とかの関わりの中で、こういう委員の方たちとの関わり、事業全般に関わったり、何か決めることがあるとか、ちょっと初歩的で恐縮ですが、その辺との関わりを教えてくださいませんか。

○近藤公民館長 では、まず公民館の、公運審と呼ばれている公民館運営審議会の内容でございます。こちらにつきましては、日々の公民館の主催事業といったところで今後予定している事業の内容、そういった提案をさせていただき、事前に公運審の委員さんの方から御意見、御提案等をいただきながら、毎年度の事業の計画をやっているところでございます。また、実施した事業につきましても、内容等、状況等を報告させていただき、また次年度の実施に向けてさまざまな御提案、意見等をいただいているところです。常に公運審を通じてPDCAのサイクルを回しているような、そんな状況になっています。

○大庭図書館長 図書館協議会につきましては、図書館法に定めがございまして、公立図書館に協議会を置くことができるという形になってございます。図書館協議会につきましては、図書館の運営に関しまして図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕、このことについて図書館長に対して意見を述べる機関というような立場となつてございます。これに基づきまして、図書館協議会の中でも、毎年行う図書館の事業計画に対して、こういった形で図書館が考えているような事業につきまして御意見をいただいたり、それに対する点検・評価等を行っていただいているというような形になっております。

○米森教育長職務代理者 主体になるんじゃなくて、評価を得てもらうというような格好で置かれているということですのでよろしいですね。ありがとうございました。

○服部委員 図書館です。電子図書の活用状況を教えてくださいませんか。

○大庭図書館長 西東京市の電子書籍なんですけれども、令和5年7月に西東京市でも電子書籍を導入させていただきました、本市におきましては、児童読み放題パックといった子どもに向けた書籍を多くそろえているという特徴がございます。市内の小・中学校の児童・生徒の皆さんに、図書館の電子書籍の利用カードを毎年配布させていただきました、今年度におきましても、また夏休みに入る前までに新たに西東京市に転入されてきた児童・生徒さん、あるいは新小学1年生に向けてそういうカードを配布させていただくとともに、そういった利用の活用を促すというような形を学校側をお願いするところでございます。

西東京市図書館としまして、導入して今後継続していきたいと考えているところもございますので、利用につきましては、より子どもが求めているニーズの把握などに努めながら、そういった本の活用なんかを促していきたいというような形で思っております。

あと、課題といたしましては、ヤングアダルト向けの書籍が少し弱いというような御意見もいただいておりますので、そちらに向けた書籍の活用も考えてございます。

利用の状況、数値に関するものなんですけれども――。ちょっと今、資料を出しますので、少々お待ちいただけますでしょうか。

○後藤教育長 暫時休憩します。

午 後 3 時 26 分 休 憩

午 後 3 時 27 分 再 開

○後藤教育長 それでは、休憩を閉じて再開します。

○大庭図書館長 電子書籍の利用に関する数値でもお示ししたいと思うんですけれども、令和6年度中の分析というのがデータでは出ていないところなんですけれども、令和5年7月から令和6年3月、導入初年度の貸し出し閲覧回数なんですけれども、合計で9万2,536回の利用がございました。また、物によっては排他的使用の電子書籍というものがありますので、予約の件数についても8,903件というような形のものもございました。そのほかにも、西東京市が独自に利用している、いわゆる出版社とかそういった方から購入していないような西東京独自の電子資料というのもございます、そういったもののログイン回数、そちらにアクセスされたものは4万404件というような形の実績がございます。令和6年度につきましても、数値が出次第、報告等させていただければと思っております。

○服部委員 特にそれを推し進めていただきたいという意見ではないんですけれども、ニーズに応えるぐらいの環境があるといいとは思いますが、費用対効果というか、紙の資料費がそれに圧迫されないといいなと思っております。ありがとうございました。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第12 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○服部委員 ちょっと新聞で読んで、今年、全国学力調査の理科の方法が少し変わっていますよね。それを実施されて何か感想というか、ございますか。

○高野統括指導主事 今月実施されたばかりでございまして、今学校からの報告を集めているところでございます。申し訳ございませんが、今このような進捗でございまして、また集

まりましたら、どこかで報告できたらと考えております。

以上でございます。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。

○海老澤学務課長 それでは、先ほどの報告の際に、児童数・学級数の状況の中で、小学校の卒業者のうち中学校に進学するに当たって、国立含む私立等に進学した方の割合の状況について、手持ちで今調べましたので報告させていただきます。こちらの推計とか実績については学校別に把握しているんですけども、ただいま手元で計算した中では、令和2年では私学等への進学が17.7%、令和3年が18.4%、令和4年が18.3%、令和5年が20.3%、令和6年が20.4%ということで、微増傾向にあるというところでございます。お待たせして申し訳ございませんでした。

○米森教育長職務代理人 どうもありがとうございました。

○後藤教育長 ただいまの関係では特に御質問等よろしいでしょうか。

○米森教育長職務代理人 はい。

○後藤教育長 では、次。

○近藤公民館長 それでは、先ほど山田委員から御質問いただきました公運審の委員さんの更新です。学校選出の委員につきましては、2名中2名、新しい委員さんとなってございます。市民の代表では8名中4名、家庭の区分での代表が2名中1名、学識も2名中1名が新たなメンバーとして更新しているところでございます。ですので、半数はかわっているところでございます。

以上です。

○後藤教育長 ただいまの関係は特によろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わりにします。

以上をもちまして、令和7年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 32 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員